

第1章 計画の背景と目的

1. 狛江市下水道総合計画とは

狛江市の公共下水道は昭和 44 年に整備を開始し、汚水については昭和 54 年にはほぼ 100%の整備率を達成し、現在は雨水の整備を進めているところです。また、汚水や雨水を流すための施設である下水管渠^{きょく}の寿命が 50 年と言われるなか、当初大量に整備した管渠^{きょく}が 30~40 年を経過し、適宜補修工事等で延命化を図っております。

しかし、今後の下水道のあり方として、さらに適切な維持管理や効率的な改築・修繕を行うことが重要と考えられます。また、集中豪雨への対策や地震対策、合流式下水道の改善、更には近年の地球環境に対する対策として広域的な水質保全、水循環等の課題が山積しています。

このような状況の中、今後の効果的な事業運営を目指すために、下水道事業全般の計画を「狛江市下水道総合計画」として策定し、以下の期間ごとに、実施する施策をとりまとめます。

<狛江市下水道総合計画の策定期間>

短期計画：平成 22~26 年度

中期計画：平成 27~31 年度

長期計画：平成 32~51 年度

なお、「狛江市下水道総合計画」の実施にあたっては、進捗状況を把握して、施策を着実に実行していくこととしますが、今後の社会情勢の変化や技術革新等があった場合には、計画を適宜見直していきます。

2. 狛江市の下水道の状況

(1) 下水道事業の概要

狛江市の下水道事業の概要は、表－1のとおりです。

表－1 狛江市の下水道事業の概要

下水道事業名	狛江市公共下水道（多摩川流域野川処理区関連） 市全域が、2つ以上の市町村の下水を集めて処理する流域下水道であり、野川処理区は、武藏野市・三鷹市・府中市・調布市・小金井市・狛江市で構成されている。
区域面積	582ha（合流式 389ha、分流式 193ha） 行政区域 639ha のうち、多摩川河川敷等の市街化調整区域 57ha を除外した市街化区域を下水道計画区域としている。
事業認可年度 事業着手年度	下水道法と都市計画法の事業認可、および下水道事業としての着手 昭和 44 年（1969 年）
整備率	汚水 100%（普及率 100%） 雨水 約 70%（ただし幹線系統は 100%）
雨水放流の状況	▪ 分流雨水放流渠 ^{きよ} 3箇所（いずれも多摩川に放流） うち 1箇所は、世田谷区を経由して放流している。 ▪ 合流式下水道越流水放流渠 ^{きよ} 2箇所（野川と入間川に放流） うち 1箇所は、世田谷区を経由して放流している。
主要な施設構造物	狛江（中継）ポンプ場 1施設（処理場は、東京都下水道局森ヶ崎水再生センター） その他の主要な施設は、幹線管渠 ^{きよ} を除き、なし 市域の流域幹線は、野川第一幹線と調布幹線の 2路線



図-1.1 分流雨水放流渠
(猪方排水樋管・駒井町3丁目)



図-1.2 越流水放流渠 ^{きよ} (世田谷区)



図-1.3 狛江(中継)ポンプ場 (東和泉1丁目)

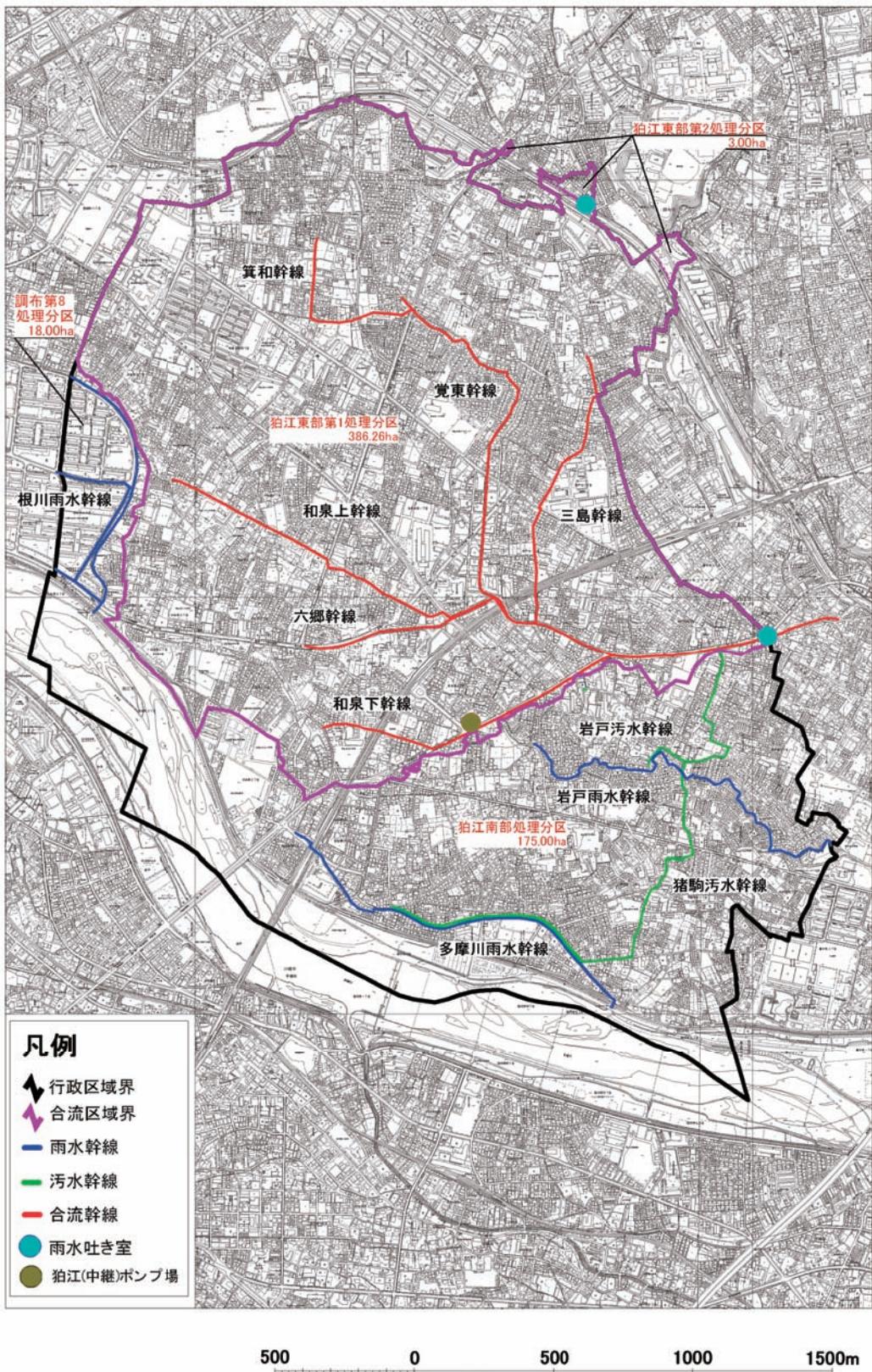


図-2 狛江市下水道概要図

(2) 下水道に関する主な課題

狛江市の下水道に関する主な課題として、次のようなものが挙げられています。

- ① 下水管渠の老朽化が進み、今後、改築・修繕の必要性が高まると考えられます。
- ② 雨天時の浸水被害が報告されている箇所があります。
- ③ 臭気、道路陥没等の苦情が一部寄せられています。
- ④ 合流式下水道から、雨天時に未処理下水が放流されています。
- ⑤ 地盤の特性をふまえて、地震対策に取り組む必要があります。
- ⑥ 雨水浸透量の減少や地下水位の低下により、平常時の河川流量の減少、水辺空間の喪失等が引き起こされ、水循環の再構築が望まれます。
- ⑦ 将来人口の減少による使用料収入の減少が予測されます。

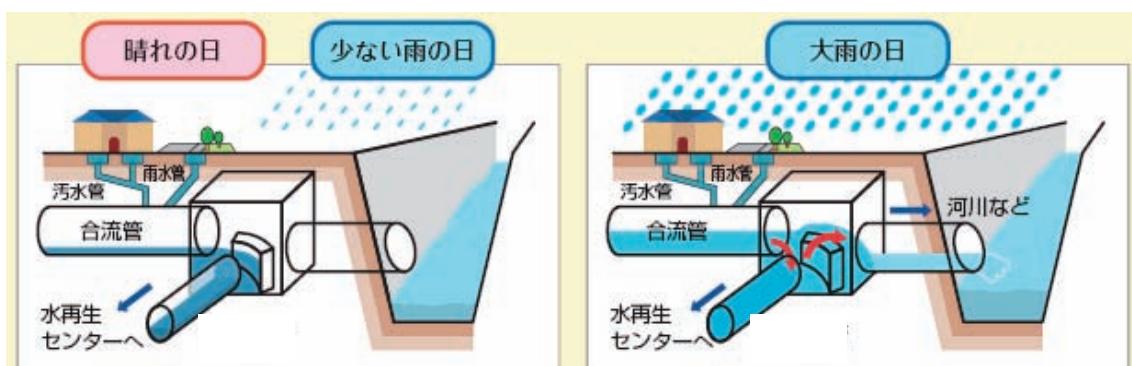


図-3.1 合流式下水道の特徴

出典：東京都下水道事業「経営計画 2010」

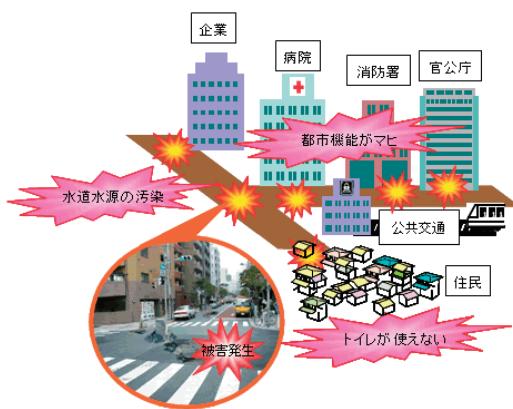


図-3.2

下水道施設が被災した場合の重大な影響

出典：国土交通省HP



図-3.3

平常時の野川（西野川4丁目付近）

3. 狛江市の下水道をとりまく環境

狛江市の下水道は、今後これまでの「排除・処理」から「活用・再生」へ転換を図り、国土交通省より提唱されている「循環のみち」を実現することが重要と考えられます。

この「循環のみち」とは、国土交通省ならびに日本下水道協会により平成17年9月にとりまとめられた『『下水道ビジョン2100』～下水道から「循環のみち」への100年の計～』に示されているものです。

それによると、持続可能な社会とするためには、循環型社会を構築する必要があるが、そのための中核となる社会資本が下水道であり、地域の持続的な発展を支える社会基盤として、21世紀の下水道を目指すこととされています。

また狛江市では、平成17年3月に狛江市第2次基本構想に基づき、「狛江市第4次基本計画（平成17～21年度）」が策定されています。

この計画では、

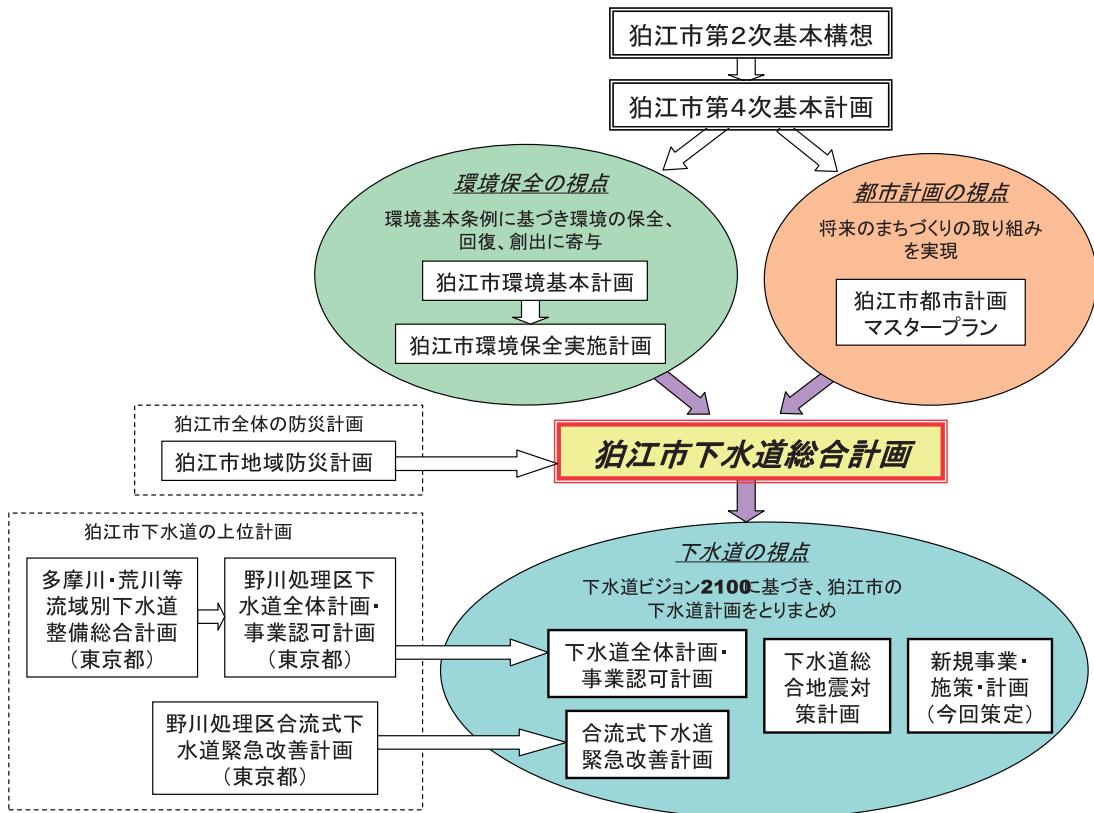
- ・美しい都市景観を目指した基盤づくり
- ・安全で快適な都市を目指した生活環境づくり
- ・健康でいたわりのある福祉のまちづくり
- ・ふれあいのある都市を目指した文化の地域づくり
- ・活気あふれる都市を目指した産業の振興

の5つの基本計画の取り組みが示されており、下水道事業においても、その実現に向けて課題を整理し、今後の方針や施策、経営のあり方等を定めることが重要です。

さらに狛江市では、「環境の保全、回復及び創出（以下、環境の保全等）について、基本となる理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本的な事項を定めることにより、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保並びに福祉の向上に寄与する」ことを目的に、環境基本条例が定められています。

この条例の中では、環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、狛江市環境基本計画および環境保全実施計画を策定し、基本計画においては、目標及び基本理念、施策の基本方向、環境配慮指針等について定めるものとされており、下水道事業においても、本条例を遵守し、その施策に寄与する計画を策定する必要があります。

「狛江市下水道総合計画」は、この他、都市計画マスターplanや地域防災計画等もふまえ、狛江市の下水道が抱える課題を把握した上で、今後計画的かつ効率的に下水道事業を推進していくための公共下水道事業の総合的な計画を策定します。



図－4 狛江市下水道総合計画の位置づけ